

様式第十六号(第十条の二十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
島根県知事 殿	住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおりに入ります。
申請者	住 所 〒699-〇〇〇〇 雲南市木次町△△△番地 氏 名 株式会社雲南 代表取締役 島根 花子 電話番号 0854-42-□□□□
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第03250△△△△△△号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない。)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 感染性産業廃棄物 廃石綿等 以上5品目 積替え・保管行為を行わない。
変更の内容	廃石綿等を追加。
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	該当なし
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

この2つの欄には、許可証に記載された許可の年月日、許可番号、業の区分を記載します。

この欄には、変更後の事業範囲を記載します。

この欄には、変更する内容を具体的に記載します。

申請者(個人である場合)		個人申請の場合記入	
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
まつえ たろう 松江 太郎	昭和20年1月1日	島根県松江市殿町△△番地 島根県大田市大田町××番地	本籍を記入 住所を記入
(法人である場合)		法人申請の場合記入	
(ふりがな) 名称		住所	
かぶしきがいしゃうんなん 株式会社雲南		雲南市木次町△△△番地	

本籍や住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおりに入ります。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
該当なし			
(法人である場合)		該当がない場合は、「該当なし」と記入します。	
(ふりがな) 名称		住所	
該当なし			
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
該当なし			

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
しまね はなこ 島根 花子	平成5年1月1日	島根県雲南市木次町□□番地	本籍を記入 住所を記入
	代表取締役	同上	
しまね じろう 島根 次郎	平成10年2月1日	島根県仁多郡奥出雲町××番地	本籍を記入 住所を記入
	取締役	島根県雲南市木次町□□番地	
基本的に法人の登記事項証明に記載のある役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。			
本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。			

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍	
		割	合	住	所
しまね はなこ 島根 花子	平成5年 1月1日	500株	島根県雲南市木次町□□番地	本籍を記入	
		50%	同上	住所を記入	
しまね じろう 島根 次郎	平成10年 12月31日	400株	島根県仁多郡奥出雲町××番	本籍を記入	
		40%	島根県雲南市木次町□□番地	住所を記入	
かぶしきかいしゃしまね 株式会社しまね		100株			
		10%	島根県雲南市木次町○○番地	住所を記入	
		株式数又は出資金額を記載する欄は単位(株、円)を記入します		本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおり記入します。	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
該当なし		支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は、該当者を記入します。該当がない場合は、「該当なし」と記入します。	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

手数料は、島根県収入証紙で納付します。(松江市・島根県共同設置松江保健所へ申請する場合は現金での支払いです。島根県収入証紙による納付はできません)  
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請は額面72,000円です。

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

これまで主に、ガソリンスタンドから出る廃油、化学肥料製造業者から排出される廃酸、廃アルカリを排出事業者の委託を受けて収集運搬していたが、この度、県内の建設工事に伴って発生する廃石綿等を収集運搬する計画である。

変更許可申請により変更する部分のみの記入でもかまいません。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	10t/月	液状	島根県内の各ガソリンスタンド	該当なし	★★産廃(株) 安来市△△町□□番地
2	廃酸 (pH2.0以下)	5t/月	液状	(有)◎◎化学肥料	該当なし	(株)■●環境 鳥取県××市○○町◇◇番地
3	廃酸(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)	5t/月	液状	同上	該当なし	同上
4	廃アルカリ (pH12.5以上)	10t/月	液状	同上	該当なし	同上
5	廃アルカリ (砒素又はその化合物)	10t/月	液状	同上	該当なし	同上
6	感染性産業廃棄物	5t/月	バイオハザードマーク付専用容器封入済	島根県内の各病院	該当なし	排出事業者の指定する島根県内の処分業者
7	廃石綿等	20t/月	2重袋封入済	島根県内の排出事業者	該当なし	エコ●●(有) 松江市○○町△△番地
8						
9	運搬量は、見込み量を記入します。			予定が明らかなものについてはそれを記載しますが、明確でない場合は記入例のように記入します。		
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	保冷車	島根◇◇ あ 43-21	2,250kg	自社	ペイント式表示
2	フックロール車	島根◇◇ い 87-65	2,000kg	有限会社☆☆	借用、マグネット式表示
3	5tダンプ	島根◇◇ う 32-10	5,000kg	自社	マグネット式表示
4	2tダンプ	島根◇◇ え 32-10	2,000kg	自社	マグネット式表示
5	2tダンプ	島根◇◇ お 32-10	2,000kg	自社	マグネット式表示、土砂禁車両
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		雲南市木次町△△△番地			
駐車場の所在地		雲南市木次町□□□番 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
	廃石綿等用二重袋	廃石綿等	100枚	含水率が高いものを運搬する場合は、水密性容器を用意します。 動植物性残さ等悪臭のあるものを運搬する場合は、密閉式容器が必要です。	
	ケミカルドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリ	200L 100個		
	バイオハザードマーク付専用容器	感染性産業廃棄物	10個		
	シート	飛散防止のため	10枚		

車検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する特別管理産業廃棄物（例えば、鉱さい）を運搬することはできないので、注意が必要です。

備考欄には運搬車両の表示方法、土砂等限定付き車両であるなど参考となることを記載します。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

積替施設又は保管施設がない場合は、該当がない旨を記載します。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

- ①保冷車  
    感染性産業廃棄物
- ②フックロール車、ダンプ  
    廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等

用途が決まっていれば記入し、限定しない場合は「限定なし」と記入します。

(2) 収集運搬業務を行う時間

午前8時～午後5時

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、年末年始（12月29日～1月4日）

「社内カレンダーどおり」等と記入した場合は、社内カレンダー等の写しを添付してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
2人	0人	0人	1人 (別に役員1名が兼務)	5人	6人 (別に運転手2名が兼務)	0人	14人

兼務がある場合は、重複して計上することのないように括弧書で記入します。

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・廃石綿等を運搬する場合は、排出事業者が廃石綿等用二重袋に封入済みのものをさらにフレコンバッグに入れシート掛けを行い、飛散流出を防止する。  
また、その運搬に当たっては、法令はもちろん廃石綿等処理マニュアルに従って取り扱う。
- ・感染性産業愛機物は、排出事業者がバイオハザードマーク付き専用容器に封入済みのものを保冷車で運搬する。  
また、その運搬に当たっては、法令はもちろん感染正廃棄物処理マニュアルに従って取り扱う。
- ・液状物を運搬する場合は、ケミカルドラム缶に入れて車両にしっかりと固定したうえで運搬する。
- ・道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。
- ・悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障を生じないように必要な措置を講ずる。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

講習会終了者が責任を持って環境保全について社内教育を徹底する。  
苦情には誠意をもって対応する。



(第6面)  
運搬車両の写真

変更許可申請により追加する車両の写真のみ  
の提出でもかまいません。

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
	撮影 年 月 日

(第7面)  
運搬容器等の写真

変更許可申請により追加する運搬容器等の  
写真のみでもかまいません。

運搬容器等の名称	廃石綿等用二重袋	用途	廃石綿等
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	令和△△年△△月△△日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	

第8面は法人が申請する場合に必要な書類です。

(第8面)

変更許可申請により変更する部分のみの記入でもかまいません。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	○×銀行	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

変更許可申請により変更する部分のみの記入  
でもかまいません。

(第9面)

第9面は個人が申請する場  
合に必要な書類です。

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	<input checked="" type="radio"/> × 銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m <sup>2</sup>	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	<input checked="" type="radio"/> × 銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	<input type="checkbox"/> △ □ 銀行		5 0 0
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県知事様

申請者

住所 雲南市木次町△△番地

氏名 株式会社雲南

代表取締役 島根 花子